

2022年3月22日

# (仮称) 留萌北部 (沿岸) 広域風力発電事業における 計画段階環境配慮書に関する意見書

〒104-0033 東京都中央区新川 1-16-10 ミトヨビル 2F

公益財団法人 日本自然保護協会

理事長 亀山 章

(仮称) 留萌北部 (沿岸) 広域風力発電事業 (事業者: 株式会社ユーラスエナジー、総出力: 約 35 万 kW、70~80 基程度) 計画区域には、オジロワシやクマタカなどの鳥類、ミヤマハナワラビなどの絶滅危惧植物の生息が予想され、生物多様性保全上重要な地域が含まれており、自然環境への影響が強く懸念される。また周辺には既設の風力発電施設が複数存在しているのに加えて、大規模な風力発電事業が複数計画されており累積的な自然環境への影響が多大になると懸念される。

このようなことから、本事業によって自然環境への悪影響が十分に回避できない場合には、事業そのものの撤回も含めて検討すべきである。

## 1) 生物多様性保全上重要な地域が含まれている

本事業実施想定区域には、一般社団法人コンサベーション・インターナショナル・ジャパンにより生物多様性保全の鍵になる地域 (KBA) として指定されているサロベツ川・天塩川が含まれている。2030 年までに世界の陸域・海域の少なくとも 30%を保全・保護することを目指す生物多様性に関する新たな世界目標「30by30 (サーティー・バイ・サーティー)」が推進されている中で、計画段階とはいえ、このような生物多様性保全上重要な場所での大規模な開発行爲の検討をおこなうべきではない。

## 2) 鳥類への影響

本事業実施想定区域には (公財) 野鳥の会が定めた重要野鳥生息地 (IBA) のサロベツ原野が含まれている。さらに、環境省作成の陸域版センシティブティマップにおける注意喚起メッシュ図では、風車の建設には注意を要するエリア (A3) が含まれており、チュウヒ、クマタカ、タンチョウ、オジロワシなどの生息への影響が強く懸念される。配慮書 P.63 にこれら鳥類の「主な生息地でない」と記述されているが、主な生息地でなくても事業想定区域は生活圏であり、風車によるバードストライクなどによって、生存そのものに影響があることから、本事業実施想定区域から IBA および陸域版センシティブティマップの A3 のエリアは除外すべきである。

### 3) 重要な植物群落、植物種への影響

特定植物群落「天塩河口アカエゾマツ林」と「天塩町干拓～更岸海岸林」が事業実施想定区域に含まれている。また事業実施想定区域の草地には環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA類（CR）のミヤマハナワラビ、絶滅危惧Ⅱ類（VU）のフタマタイチゲ、湿地には環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA類（CR）のチシマヒメトグサ、絶滅危惧Ⅱ類（VU）のエゾナミキなどの絶滅危惧植物が自生していると予想される。これら重要な群落や植物種の喪失の恐れがあり、特定植物群落および絶滅危惧植物の分布が予想されるエリアは計画地から完全に除外するべきである。

### 4) 累積的影響

本事業実施想定区域の周囲には、複数の風力発電事業および計画が存在する。特に本事業者である株式会社ユーラスエナジーが、ユーラス遠別ウインドファームを既に稼働させている。さらには、(仮称) 浜里風力発電事業、川南ウインドファーム、(仮称) 宗谷管内風力発電事業、(仮称) 抜海・豊田風力発電事業を計画している。本事業は、これらの既存の事業および計画中の事業と相まって自然環境へ累積的な影響を発生させる恐れがある。特にオジロワシなどカムチャッカ半島からの渡り鳥のルートであり渡来地でもあるため、個体群への影響が強く懸念されることから、少なくとも既設の風力事業および同社が計画中の風力事業の累積的な影響を加味して事業計画地の選定を行うべきである。

以上